

平成20年度

公立学童保育室の入室児童を募集

市では、子どもたちの安全のため、また、保護者のみなさんが安心して働くことができるように学童保育事業を行っています。各学童保育室では、次のとおり平成20年度の入室児童を募集します。

学童保育室一覧

保育室名	場 所	お問い合わせ・受付場所
前原学童保育室	前原児童センター内	前原児童センター 9 8 2 0
藤田学童保育室	藤田小学校内	
日の出学童保育室	日の出児童センター内	日の出児童センター 0 4 2 0
寿学童保育室	寿 2 - 4 - 24	



定員 各25人

保育時間 放課後～午後6時（学校の休業日は午前8時30分～午後6時）

日曜日・祝日・年末年始は保育を行いません。

対象 市内の小学校に通う1年生から3年生（平成20年度）の児童（ただし、保護者が就労などの理由により、昼間の保育ができない場合に限りです。）

入室は保護者の保育に欠ける理由等の条件を審査して判定します。

入室審査の結果は、2月中に通知します。また、入室児童の保護者には3月に説明会を実施します。



保護者負担金（児童1人あたりの月額保育料）

所得割課税世帯 5,500円 均等割課税世帯 2,500円
非課税世帯 0円 生活保護世帯 0円

この他に、共済費・おやつ代として月額2,150円が必要です。

受付期間 1月21日～2月4日（日曜日を除く）
午前9時～午後5時45分

提出書類

学童保育室入室申込書

保育に欠けることの証明書

平成19年度所得・課税証明書または平成19年度非課税証明書（平成19年1月1日に本庄市に住民登録していた人は不要）

*書類の請求やお問い合わせは、各受付場所へ

民間学童保育所一覧

名 称	所 在 地	おもな対象学区	電話番号
ちびっ子ステーション	都島234 3	旭 小	7 0 0 5
童夢館竹の子	西富田367	本庄南小	3 2 4 4
いずみクラブ	朝日町3-6-29	本庄東小 北 泉 小	1 7 9 8
ほほえみKidsクラブ	緑2-15-4	中 央 小	1 0 1 8
恵アフタースクール	西五十子620 1	本庄東小 北 泉 小	2 5 7 2
学童保育所みらい	小島6-6-16	本庄西小	3 0 7 5
学童保育わかくさ	仁手669 4	本庄東小 仁 手 小	5 0 0 1
つくしんぼ学童保育クラブ	児玉町児玉1352 1	児 玉 小	☎0426
ひまわり学童保育クラブ	児玉町金屋960 2	金 屋 小	☎6184
きらきら学童保育クラブ	児玉町蛭川915 6	共 和 小	☎3845
あおぞら学童保育クラブ	児玉町秋山2408	秋 平 小	☎8773

市内には民間の学童保育所が11施設あります。年間を通して学童保育事業を行っていますので、入所希望者は直接各施設へお問い合わせください。

民間学童保育所について

第22期 青少年相談員を募集

「青少年相談員」とは、地域の子どもたちの相談・話し相手となって子どもたちの健やかな成長を助けるために活動するボランティアです。

子どもたちの悩みを解決するためのアドバイス、ゲームやスポーツ、野外活動を通じたふれあい活動のほか、地域の青年リーダーとして積極的な社会参加活動を展開しています。

応募資格

平成20年4月1日現在で、年齢が満18歳以上32歳以下の人（高校生を除く）

原則として、市内に在住・在学・在勤している、活動に積極的に参加できる人

生涯学習課 3248

入学説明会日程表

学校名	実施日	受付時間
本庄東小	2月15日	午後1時50分～
本庄西小	2月1日	午後1時10分～
藤田小	2月8日	午後1時30分～
仁手小	2月4日	午後1時30分～
旭小	2月6日	午後1時30分～
北泉小	2月1日	午後1時40分～
本庄南小	2月14日	午後1時30分～
中央小	2月7日	午後1時20分～
児玉小	2月15日	午後1時～
金屋小	2月15日	午後2時～
秋平小	2月5日	午後1時30分～
本泉小	2月22日	午後1時40分～
共和小	2月21日	午後1時50分～

入学説明会には保護者のみご出席ください。

説明会会場には、上履き、履物を入れる袋および筆記用具等を持参してください。

今年4月に市内各小学校へ入学する児童（平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ）の保護者のみなさんへ入学説明会を実施します。対象児童のいる家庭には、入学説明会通知書をおよび、入学通知書を1月下旬ごろ郵送します。

学校教育課 1149

新入学児童入学説明会および入学通知書について

子育て家庭を
支援する

(特別)児童扶養手当・児童手当をご存知ですか？

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し、認定されると、申請した月の翌月分から支給の対象となります。また、各手当は重複して受給することもできません。該当する人は早めの手続きをお願いします。（制度改正により、内容が変わる場合があります。）

申請・お問い合わせ先 子育て支援課 1130、総合支所健康福祉課 ㊟1331（内線316）

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童手当
制度の内容	精神または身体に障害がある児童を育てている人に手当を支給する制度	父親と生計を同じくしない児童の家庭の生活の安定のために、その児童を育てている人に手当を支給する制度	児童の家庭の生活の安定および健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給する制度
手当を受けることができる人	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人 精神の障害の場合は、一人ではまったく日常生活ができないか、著しく制限される程度 身体の障害の場合は、おおむね身体障害者手帳1・2・3級および肢体不自由においては4級の一部程度	離婚・未婚・死別などの理由により、父親と生計を同じくしない児童や父親に一定の障害がある児童を育てている人 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人です。	小学校修了前（12歳になる日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人 平成18年分所得が所得超過のために手当を受けられなかった人は、所得額、扶養親族の変動等により該当となる場合がありますので、5月に認定請求手続きをしてください。
	児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、または施設などに入所している場合は受けられません。	公的年金を受け取ることができる場合、または児童が施設などに入所している場合は受けられません。	
ただし、一定以上の所得があるときは、受けられません。			
手当の月額	重度障害の児童1人につき 月額50,750円 中度障害の児童1人につき 月額33,800円	児童1人の場合 月額41,720円 （児童2人は5,000円、3人以上は1人につき3,000円の加算） 所得に応じた支給停止措置（減額）があります。	3歳未満の児童1人につき月額10,000円 3歳以上の児童 ...第1・2子1人につき月額5,000円 ...第3子以降1人につき月額10,000円 第子とは18歳未満の児童の順番です。